付 属 資 料

資料１　用語の説明

■か/カ行

介護予防・日常生活支援総合事業（初出：10 ページ）　市町村が中心となり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等への効果的・効率的な支援等を可能にすることをめざす事業。

学童保育所（初出：45 ページ）　家庭の都合で放課後帰宅しても適切な保護が受けられない小学生を対象に、保育を行う施設。
＊この事業は、八王子市の指定管理事業として社協で実施しています。

子ども家庭支援センター（35 ページ）　子どもと家庭に関する総合相談、「親子ふれあい広場」、「親子つどいの広場」、講座の開催、「子ども家庭支援ネットワーク」の運営などの事業を行い、子どもと家庭を支援する中核的役割を担う機関。市域の広い八王子市では、別に「地域子ども家庭支援センター」を５か所設置し、地域における相談・支援の拠点としています。

コミュニティカフェ（初出：13 ページ）　地域住民の誰もが気軽に立ち寄り、お茶を飲みながら交流を図ることができる憩いの場。

コミュニティソーシャルワーカー（初出：13 ページ）　（下記「コミュニティソーシャルワーク」に従事する人のこと。ＣＳＷと略称される。）

コミュニティソーシャルワーク（初出：68 ページ）　サービス利用者それぞれの家族関係や生活環境に即し、どのような自立生活上の支援が必要であり、また、本人が何を求めているかを明らかにするなかで、制度化されたサービスの提供だけでなく、近隣住民やボランティアによる援助も含めて、その人なりの地域自立生活を考えていこうとする取り組み。

■さ/サ行

災害ボランティアセンター（初出：50 ページ）　災害発生時にボランティアの受入れ拠点として、活動を効率良く推進するため、社会福祉協議会が市と連携して運営する組織。

サロン活動（初出：14 ページ）　地域のボランティアが中心となって、外出の機会も少なくひきこもりがちとなる高齢者や障害のある人等を地域の集会所に招いて食事を共にしたり、レクリエーションを通じて交流を図るなどする活動のこと。

〈高齢者サロン〉地域で高齢者が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。＊この事業は、八王子市の委託事業として社協で実施しています。

〈子育てサロン〉子どもとその親等が、集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりできる場。

自助グループ（初出：46 ページ）　何かしらの問題や悩みを抱えた人が、同じような問題を抱えている人とつながり、運営している集団のこと。

市民後見人（初出：16 ページ）　後見業務を担っている親族や弁護士等の専門職以外に、「成年後見制度」の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う人（東京都における「社会貢献型後見人」と同義）。八王子市では、市民後見人候補者の養成を独自に行っています。

社会福祉協議会（初出：４ページ）　社会福祉法に基づき、各市町村に設置された社会福祉法人。福祉サービスの提供をはじめ、行政の受託事業、ボランティアの啓発・組織化などを民間の立場から総合的に行います。

社会福祉法人（初出：10 ページ）　社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立され、高齢者、障害のある人や児童などを対象とした各種福祉施設を運営する法人。

社会福祉法人の地域公益活動（78 ページ）　平成 28 年の社会福祉法人制度改革の一環として新たに定められた責務で、その高い公益性にかんがみ、具体的には「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努め」る、という責務が課されています。

小地域福祉活動（初出：15 ページ）　「誰もが安心して暮らし続けられる地域」をつくるための、住民の自発的な意思に基づく共助の取り組みで、住民ニーズを基本に、住民主体を理念に掲げて地域福祉の推進を図ります。

身上保護(56 ページ)　後見人の職務の一つで、被後見人の生活、治療、療養、介護などに関する法律行為を行うことを言います。従来は長らく「身上監護」と表現されてきましたが、「監護」という用語の押しつけるような印象を払拭して少しでも本人中心主義を志向したい、との意図に基づき用いられるようになっています。

生活困窮者(初出：９ページ)　生活保護法上の扶助の対象となる人にとどまらず、年金で暮らす高齢者や非正規雇用者など収入が少ない人や、仕事が見つからないなどの理由で生活に困っている人。また、社会的に孤立し、将来的に生活に困るおそれのある人。

生活支援員(初出：16 ページ)　「地域福祉権利擁護事業」で、専門員が作成した「支援計画」に基づいて本人の福祉サービスの利用や日常的金銭管理などの援助を行います。

生活支援コーディネーター(初出：15 ページ)　地域で、「生活支援・介護予防サービス」の提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

生活支援体制整備事業(初出：19 ページ)　元気な高齢者をはじめ住民が担い手として参加する住民主体の活動やＮＰＯ、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業、地縁組織等の多様なサービス提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い。
＊この事業は、八王子市の委託事業として社協で実施しています。

成年後見制度(初出：16 ページ)　認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。

■た 行

第２層協議体(38 ページ)　「介護予防・日常生活支援総合事業」による「協議体」のうち、地域の課題・問題の解決等のために、住民間で行える「あったらいいな」ということを探して検討する場のこと。

地域ケア会議(38 ページ)　地域での高齢者の生活を支えていくためには、関係機関や地域住民、民間サービスも含め包括的に支援体制を構築する必要があるため、高齢者を支える関係者が集まり、住み慣れた地域での支援を行うよう連携した支援を検討する会議。

地域生活課題（初出:15 ページ）　福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでのさまざまな課題。改正社会福祉法第４条で規定されました。

地域福祉権利擁護事業（初出：16 ページ）　利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度で、「成年後見制度」の補完的な性格を持ちます。全国的な事業名としては、「日常生活自立支援事業」と言います。

地域福祉推進拠点（初出：３ページ）　「第２次計画」の重点事業として開始した、社協職員がＣＳＷ(コミュニティソーシャルワーカー)として地域の中に常駐し、地域のサロン、民生委員・児童委員、町会・自治会、ボランティア団体に出向いて課題を把握して、地域とともに課題の解決をめざす施設。

地域包括ケアシステム（初出：10 ページ）　ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制。

■は/ハ行

八王子市ボランティアセンター（初出：26 ページ）　ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会が設置した機関。

パブリックコメント（初出：６ページ）　行政機関等が作成する重要な計画案等に対して市民から意見等を募るとともに、寄せられた意見や要望についての検討の結果や考え方を公表する、市民参加の手法の一つ。

■ま　行

民生委員・児童委員（初出：33 ページ）　民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、各区市町村の担当地域で住民の社会福祉に関する相談・支援、社会調査活動、生活支援活動等を「住民性の原則」、「継続性の原則」、「包括・総合性の原則」に沿って行います。また、民生委員は、児童及び妊産婦の保護などを行う「児童委員」を兼ねます。

■わ 行

若者サポートステーション(46 ページ)　働くことに悩みを抱えている 15～39 歳までの「若者」を対象に、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っている場のこと。「サポステ」という愛称もあります。

■アルファベット

ＮＰＯ(初出：41 ページ)　「Non-profit Organization」の略で、民間の非営利組織のこと。福祉やまちづくり、環境保全、国際協力などのさまざまな社会貢献活動を行っています。「ＮＰＯ法人」（特定非営利活動法人）は、市民活動団体の中で、「特定非営利活動促進法」（通称：ＮＰＯ法）により法人格を取得した団体を指します。

ＯＪＴ/ＯＦＦ-ＪＴ(初出：75 ページ)　「ＯＪＴ」は、On-The-Job Training の略で、職場内で管理監督者の責任のもとで行われる教育訓練全般を指します。「職場内教育」と言われ、実際の職務・業務の内容に即した実践的な教育・研修であることが多いです。

「ＯＦＦ-ＪＴ」は、「Off-The-Job Training」の略で、反対に、職務現場を一時的に離れて行う教育訓練のことを言います。

資料２　計画策定の組織

（１）策定委員会

① 第３次八王子市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

（設 置）

第１条　社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 34 条の規定に基づき、第３次八王子市地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目 的）

第２条　委員会は、「第２次八王子市地域福祉推進計画」及び「第３期八王子市地域福祉計画」の理念を踏まえ、地域社会における福祉的諸課題の解決にむけた行動計画を協議・検討するために設置する。

（任 務）

第３条　委員会は、次の事項について協議・検討を行う。

（１）住民主体の地域福祉活動計画に関する事項

（２）地域福祉活動を推進する本会の発展・強化計画に関する事項

（３）第３次八王子市地域福祉推進計画の素案のまとめ

（４）その他計画策定に必要な事項

（組 織）

第４条　委員会は、委員 15 名以内とする。

２ 委員は、市内の社会福祉関係団体、地域団体、医療保健関係団体、行政関係者より推薦された者及び学識経験者並びに福祉活動を行う者とし、本会会長が委嘱する。

（任 期）

第５条　委員の任期は、委嘱日より平成 31 年３月 31 日までとする。

２ 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運 営）

第６条　この委員会に委員の互選により委員長１名及び副委員長１名を置く。

２ 委員長は委員会の会務を統括し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

３ 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

（作業部会）

第７条　委員会は、その目的を達成するため作業部会を必要に応じて設置する。

２ 作業部会に関する事項については、別途定める。

（意見等の聴取）
第８条　委員会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

（報 告）
第９条　委員長は、委員会の活動状況を適宜本会会長に報告するものとする。

（庶 務）
第 10 条　委員会の庶務は、事務局内に計画策定に関する担当を設置し、処理する。

（委 任）
第 11 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則
１．この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。
２．この要綱は、第３次八王子市地域福祉推進計画策定をもって、その効力を失う。

② 委員名簿

任期：平成 30 年４月１日～平成 31 年３月 31 日

	構成区分	所属団体等	氏 名
1	学識経験者	公立大学法人首都大学東京　教授	◎和田　清美
2	地域団体	八王子市町会自治会連合会　副会長	上田　幸夫
3		八王子市市民活動支援センター副センター長	辻村　千枝子
4	社会福祉関係団体	八王子市民生委員児童委員協議会副会長（第 17 地区会長）	○山本　英雄
5		八王子施設長会　副会長（特養部会　会長）	清水　正喜
6		八王子市障害者地域自立支援協議会委員	松尾　隆司
7		八王子市地域包括支援センター長会（地域包括支援センター堀之内センター長）	谷口　哲也
8		浅川地区社会福祉協議会　副会長	峯尾　三千年
9	医療保健関係団体	一般社団法人八王子市医師会　理事	数井　学
10	福祉活動を行う者	小地域福祉活動団体関係者（絹ヶ丘一丁目自治会　絹ーふれあいネットワーク　事務局）	野浦　徹
11		市民公募委員	瀧見　浩之
12	行政関係者	八王子市福祉部長	小峰　修司
13		八王子市市民活動推進部長	小浦　晴実

※敬称略、「氏名」欄の「◎」印：委員長、「○」印：副委員長

③ 計画策定までの経過（検討の経緯）

年　月　日	事　項	内　容
平成 30 年　6 月 8 日	第１回 策定委員会	・委嘱状交付 ・正副委員長の互選 ・「第２次計画」の進捗状況について ・『第３期八王子市地域福祉計画』について ・「第３次計画」の策定方針について ・作業部会の設置について
7 月 27 日	第２回 策定委員会	・作業部会の設置について ・第２次「地域福祉活動計画」の取組み状況と評価 ・新たな課題の検討
9 月 28 日	第３回 策定委員会	・「地域福祉推進部会」の協議経過について ・「社協発展強化部会」の設置について ・計画骨子の協議
11 月 30 日	第４回 策定委員会	・「地域福祉推進部会」の協議経過について ・「社協発展強化部会」の協議経過について ・計画素案の協議
12 月 7 日	第５回 策定委員会	・計画素案の協議
平成 31 年　2 月 1 日	第６回 策定委員会	・計画素案に対するパブリックコメントの受付と回答について ・計画書の決定について

策定委員会の様子

（２）作業部会

① 八王子市地域福祉推進計画策定委員会作業部会設置要領

（作業部会の設置）

第１条　作業部会（以下「部会」という。）は、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）八王子市地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第７条の定めにより設置する。

（任務）

第２条　部会の任務は、委員会が任務を達成するために必要な実態ニーズ把握、問題・課題の整理、分析等に関する詳細部についての検討とする。

（部会員）

第３条　部会員は、策定委員及び事務局職員等をもって組織する。

（運営）

第４条　部会に部会員の互選による部会長１名及び副部会長１名を置く。

２　部会長は部会の会務を統括し、部会長に事故あるときは副部会長がその職務を代理する。

３　会議は部会長が召集し、会議の議長となる。

（意見等の聴取）

第５条　部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

（報告）

第６条　部会長は部会の活動状況を適宜委員長に報告するものとする。

（実費弁償費の支給）

第７条　会議に出席した部会員に対して、実費弁償費2,000円を支給するものとする。但し、職員等は除くものとする。

（委任）

第８条　この要領に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

この要領は平成30年６月８日から施行する。

② 部会員名簿

ア）地域福祉推進部会

	構成区分	所属団体等	氏 名
1	策定委員	八王子市民生委員児童委員協議会 副会長（第 17 地区会長）	◎山本　英雄
2		八王子市市民活動支援センター 副センター長	辻村　千枝子
3		八王子市地域包括支援センター長会 （地域包括支援センター堀之内センター長）	谷口　哲也
4		市民公募委員	瀧見　浩之
5	（社協）職員	福祉総務課（生活支援相談担当）	渡邉　孝誠
6		福祉総務課（権利擁護担当）	柏原　志帆
7		支えあい推進課	○二階堂　孝典
8			渡邉　真広
9			小峯　明子
10		市民力支援課	繁野　遥香
11		学童保育課	山田　由美子

※敬称略、　「氏名」欄の「◎」印：部会長、「○」印：副部会長

イ）社協発展強化部会

	構成区分	所属団体等	氏 名
1	策定委員	浅川地区社会福祉協議会 副会長	○峯尾　三千年
2		八王子施設長会副会長（特養部会会長）	○清水　正喜
3	（社協）職員	市民力支援課　主査	横内　昭人
4		福祉総務課（総務担当）　主査	西田　佳子
5		福祉総務課（権利擁護担当）　主査	◎吉本　由紀
6		学童保育課　主査	一ノ瀬　都
7		市民力支援課　主任	船越　直人
8		支えあい推進課　主任	大和　智史
7		福祉総務課（総務担当）　主事	猿渡　敦
8		福祉総務課（権利擁護担当）　主事	植村　春香

※敬称略、　「氏名」欄の「◎」印：部会長、「○」印：副部会長

③ 計画策定までの経過（検討の経緯）

年　月　日	事　項	内　容
平成 30 年　7 月 20 日	第１回 地域福祉推進部会	・正副部会長の選任について ・第２次「地域福祉活動計画」の取組み状況と評価 ・新たな課題の検討 ・第３次「地域福祉活動計画」の視点と体系について ・開催日程について
8 月 17 日	第２回 地域福祉推進部会	・「第２回策定委員会」の開催について ・新たな課題の検討 ・第３次「地域福祉活動計画」の視点と体系について
9 月 13 日	第３回 地域福祉推進部会	・計画骨子の協議
（10 月 9 日	第１回 発展強化部会予備会議	・計画骨子の協議）
10 月 15 日	第１回 発展強化部会	・計画骨子の協議
10 月 18 日	第４回 地域福祉推進部会	・「第３回策定委員会」について ・「第１回社協発展強化部会」について ・計画素案の協議
（10 月 23 日	第２回 発展強化部会予備会議	・計画素案の協議）
10 月 30 日	第２回 発展強化部会	・計画素案の協議
（11 月 6 日	第３回 発展強化部会予備会議	・計画素案の協議）
11 月 12 日	第３回 発展強化部会	・計画素案の協議

作業部会の様子